

漢代の文書についての一考察：「記」という文書の存在

その他のタイトル	An Examination of the Han (漢) Dynasty Documents : Discovery of the Document Called "chi" (記)
著者	鵜飼 昌男
雑誌名	史泉
巻	68
ページ	18-30
発行年	1988-09-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025709

漢代の文書についての一考察

——「記」という文書の存在——

鵜 飼 昌 男

一、はじめに

漢代の政治が広汎な帳簿と文書によって運営されていたことは、漢書・後漢書などの記述にうかがわれ、居延漢簡・敦煌漢簡の発見によって一層明らかとなっている。広大な領域を皇帝の命令が下達されてゆく様子は、大庭脩氏の居延出土詔書冊の復原により明確にされており、下部機構からの行政報告を郡縣が総括して中央へ報告する上計制度も、辺境の烽燧で作成された籍帳をもとにしたことが、漢簡の研究から明らかとなっている。このような命令・報告の徹底は、現実に取りこる様々な事態に対応できる政治制度の整備があつてこそ可能となる。中央官庁の職掌分化の様子は、未だ皇帝の家政

的職務を担当するものが相当な比重を占めるとはいえ、外朝においてもはつきりと確認できる。^②

しかし、そこで用いられる文書制度についてはどうであろうか。正史には明確な記述は無く、後漢の蔡邕の「独断」に、皇帝を中心とした文書が書かれているのみである。現実には皇帝との文書の往復だけでは事が足りるものではなく、漢簡には皇帝に直接結びつかない文書簡が数多く存する。一官庁の長が自己の権限で発する命令は相当多数あつて、種々雑多な小事を処理するはずである。

唐代においては、大唐六典卷一の尚書省左右司郎中員外郎の条に、

凡上之所以逮下其制有六、曰制、敕、冊、令、教、符とあり、その注に、

尚書省下於州、州下於縣、縣下於鄉、皆曰符
とあり、皇帝が直接関与しない行政命令として符が存する。
また、同条には各官庁間で相互にかわす文書として

諸司自相質問、其義有三、曰關、刺、移
とあり、なかでも移については、

移謂移其事於他司、移則通判之官皆連署

と注しており、所属の異なる官庁間の往復文書として、最も
一般的であったと考えられる。^⑧

漢代においても、唐代にみられる各種の文書の存在は十分
に予想されるのであるが、その名称・用法などが明らかにな
っていない。そこで本稿では、漢簡を手がかりに漢代の文書
制度について考察し、蔡邕の遺を補ってみたい。

二、「到」という語句

官庁または官吏が、自己の権限において発給する文書の例
として、漢書では移書（書を移す）という形ででてくる。漢書
卷四七 文三王（梁王劉立）伝に、書が文書の種類をなすと考
えられる証があるので以下に引用してみる。

哀帝建平中、立復殺人。天子遣廷尉賞、大鴻臚由持節節
詔。至、移書傳、相、中尉曰「王背策戒、誅暴妄行、連
犯大辟、毒流吏民。（中略）傳、相、中尉皆以輔正爲職、

虎兕出於匣、龜玉毀於匱中、是誰之過也。書到、明以諒
曉王。敢復懷詐、罪過益深。傳、相以下、不能輔導、有
正法。」

この史料は廷尉、大鴻臚が哀帝の命をうけて、梁王の罪を
ただすため王国にくんだり、王の輔導役の重臣連へ宛てた文書
である。文中に書到明以諒曉王とある個所より以下に、この
文書によって伝えたい事が記されている。廷尉、大鴻臚から
発給された書の文面を知ることができるこの史料の中で、漢
代の文書そのものである居延漢簡と一致する語句がある。

「書到」がそれで、A 32 肩水金關址と考えられる地点から、

建平三年閏月辛亥朔丙寅、祿福倉丞敞移肩水金關、居延
塢長王玟所乘用馬各如牒、書到出如律令 一五・一八

という祿福倉の丞敞から金關へ出された居延塢長王玟の出関
依頼書ともいうべきものが出ている。この簡には他に王玟の
乗っている馬について特徴・毛色などを記した牒がついてい
たと思われるが、その牒をも含めて書と称し、この文書を受
け取ったならば金関を出ることを認めよというわけである。
書到の語句は、この他にも漢簡に例が多く、漢代の公文の常
用語であると思われる。それは、書が公文の総称を表わした

り、書かれたもの一般を意味する普通名詞として使われてお
れば、公文には全て書到の用例しか存在しないはずである。
書以外の漢代の文書の例を調べてみると檄と称される文書が

ある。説文解字には、二尺書とあり、簡の長さで区別をしているが、緊急な場合おもに軍関係の文書として用いられていたものである。この檄には、書到とは別に、檄到または檄書到と書かれているのである。漢書卷八三 朱博伝には、郡の書佐に対して口頭で命令文を筆写させて、

「府告姑幕令丞、言賊發不得、有書。檄到、令丞就職、游徼王卿力有餘、如律令。」

と朱博が伝えている例がある。また、漢簡でも四面にわたって書かれた檄に、

都尉事、司馬登行丞事、謂肩水候官、寫移檄到、如太守府檄書律令 卒史安正、屬樂世、書佐延年

一一・一〇

とあり、文書の発給にあたる側では檄と書とを明らかに区別していたことがわかる。

そこで、この公文の末尾にある執行命令を表わす部分の「到」を手がかりに、他の文書の存在をさぐってみると、「記到」と書かれた例が漢簡に見られるのである。

三、記について

(一) 書啓としての記

記という名称の文書に注目した研究には、大別して二つの

考え方ががある。一つは、陳槃氏が「漢晋遺簡偶述」の第十二項において、居延漢簡五枚を引用して、漢代の書牘つまり手紙のことをさす名詞の一つとして、書あるいは疏と呼ばれていたものと同じものであるという説である。

居延漢簡の中には、手紙と考えられる簡を約四十枚を数えることができ、それらの簡の特徴は、表裏にわたって書かれ大部分が幅の広い漢簡の形状という牘にあたるものであることにある。書式も独特の用語をもち、例えば、一〇・一六 A Bには

宣伏地再拜請

幼孫少婦足下、甚苦寒上暑時、願幼孫少婦足衣強食慎塞上、宣幸得幼孫力、過行邊母它急、幼都以閏月七日與長史君俱之居延、言丈人母它急、發卒不審得見幼孫不它不足、數來記、宣以十一日對候官未決、謹因使奉書、伏地再拜幼孫少婦足下、朱幼孝書、願亭掾幸爲到臨渠隄長對幼孫治所・書即日起候官、行兵使者幸未到、願豫自辯母爲諸部殿

とあり、「伏地再拜」と上申文書の語句を用い、相手の名を諱名では記さない。また、相手方の安否を気づかう「甚苦塞上」とか「足衣強食慎塞上」などの常用語句がみられる。

このような書式・常用語句をもつものは、その内容から私的に個人間に通交する文書であり、手紙であることは誤りな

い。文献に記をさぐっても、私信として表記された記の例が、後述の漢書薛宣伝に

(楊) 湛即時解印綬付吏、爲記謝宣、
とあり、また、朱博伝には、

長陵大姓尚方禁少時嘗盜人妻、見斫、創著其頰。府功曹受賂、白除禁調守尉。博聞知、以它事召見、視其面、果有瘡。博辟左右問禁、「是何等創也。」禁自知情得、叩頭服狀。博笑曰「大夫固時有是。馮翊欲洒卿恥、拭用禁、能自效不。」禁且喜且懼、對曰「必死。」博因赦禁「毋得泄語、有便宜、輒記言。」因親信之以爲耳目。

とあり、朱博が尚方禁に対して上申すべき事がある場合には記を用いよと命じている。この記とは、上申内容を他の者に秘するため特に用いるためのものであり、規定の上書のルートにのせないために私信である記を用いたと理解できる。

そして、官事・私事にかかわらず私信としての記は、陳槃氏の説くように漢書・後漢書の中で「記を奏す」つまり奏記とでてくるものにあたる。奏記の記が私信の書式をもつということは、後漢書卷四十一、班固列伝の班固が東平王劉蒼に記を奏すの条に、恵棟が注して、

任昉文章緣起云、奏記、漢江都董仲舒詣公孫宏奏記。
にみる事ができ、董仲舒の記は、

江都相董仲舒、叩頭死罪、再拜上言、

にはじまり、文末を

仲舒叩頭死罪、謹奉春秋署置衍、再拜君侯足下。

とし、私信の書式と酷似している。居延漢簡の中にも、出土地不明ながら甲附一二A Bの番号をもつ

奏 伏地再拜

皇掾 次君足下□

(A)

第卅一隊長謹報、皇掾前部遣第卅二隊長賢迎四月奉、不償誼奉錢、賢言、掾□誼家誼家不取錢、今不助奉到在張掖□誼要所在

(B)

第卅一隊長が皇掾次君足下へ奏した簡があり、文献上の奏記にあたるものであると考えられる。以上が、記は私信を表わす名詞として用いられていたという陳槃氏の説に卑見を加えたものである。

(二) 下達文書としての記

私信の記とは別の文書と考えられる記が、漢書・後漢書に散見する。漢書卷七十六 趙廣漢傳に、

先是、潁川豪傑大姓相與爲婚姻、吏俗朋黨。廣漢患之、厲使其中可用者受記、出有案問、既得罪名、行法罰之、廣漢故漏泄其語、令相怨咎。

とあり、潁川太守の趙廣漢が郡吏と豪族との癒着状態の中で治政するにあたり、郡吏の中から見込みのある者を選んで、太守から「記」を与えて、豪族の罪を探索・摘発させたい

う内容である。後漢の服虔はこの記を、相訟の牋記つまり百姓からの訴状と理解し、太守の命令文書とは考えていないが、唐の顔師古は、

擇其中可使者、獎厲而使之

と注して、太守から郡吏にあてて送給された豪族取締りの命令文書であるとしている。

顔師古と同じ考えは、清の朱一新も持ち、受記とは太守の誥誡を受けることであると注している。近年出版された呉恂氏の『漢書注商』においても^⑤、この部分の記について漢書から他の例を列挙した上で考証を試みているので、以下に呉恂氏の説を検討しながら卑見を述べることにする。

まず、漢書卷八十六 何武伝

(何)武爲刺史、二千石有罪、應時舉奏、其餘賢與不肖敬之如一、是以郡國各重其守相、州中清平。行部必先卽學官見諸生、試其誦論、問以得失、然後入傳舍、出記問壘田頃畝、五穀美惡、已乃見二千石、以爲常。

この例から記は簿籍の類を表わしているという。内容は、何武が刺史として任地に赴いた場合、まず学官に立ち寄り諸生の学習成果を試す。その後、宿舎に入り、担当地域から農業に関する報告を求めた上で、その地の郡守に会見することを常としたものである。記は農業報告を求めるために、刺史から郡に出されたものであり、郡から刺史へ返される報

告は簿籍の形式のものとなるかもしれないが、刺史からの記は下達文書であるべきである。

敦煌漢簡に、

十二月癸丑、大煎都候丞罷軍、別治富昌際、謂部士吏、

寫移書到、實籍吏出入關人畜車馬器物、如官書會正月三日、須集移官各三通、毋忽如律令

T・VI・bi. 152

とあり、大煎都候丞から所属の部士吏に対し、関の出入教を簿籍と校閲することを命令した簡がある。刺史から出された記の書面もこのようなものではなかったかと考えられる。何武伝の記は、下達文書の例である。

次に、同書卷七十六 張敞伝

數月、京師吏民解弛、枹鼓數起、而冀州部中有大賊。天子思敞功效、使使者卽家在所召敞。敞身被重劾、及使者至、妻子家室皆泣惶懼、而敞獨笑曰「吾身亡命爲民、郡吏當就捕、今使者來、此天子欲用我也。」卽裝隨使者詣公車、上書曰「臣前幸得備位列卿、待罪京兆、坐殺賊捕掾絮舜。舜本臣敞素所厚吏、數蒙恩貸、以臣有章劾當免。受記考事、便歸臥家、謂臣『五日京兆』、背恩忘義、傷化薄俗。臣竊以舜無狀、枉法以誅之。臣敞賊殺無辜、鞫獄故不直、雖伏明法、死無所恨。」天子引見敞、拜爲冀州刺史。

吳恂氏は「受記考事」を、張敞が絮舜に下した委職の札であると解釈している。京兆尹を務めていた張敞は、大逆に坐した光祿勳楊惲との交友関係から免職が濃厚であった時、ちょうど賊捕掾の絮舜に命じて、ある事件を捜査させていたが、絮舜は上司の張敞が免職となるであろうと思ひ、「五日限りの京兆尹よ」とうそぶいて命令に従わなかったのである。この場合の記も下達命令をあらわしている。

三つめとして、卷八十三 薛宣伝

始高陵令楊湛、樸陽令謝游皆貪猾不遜、持郡短長、前二千石數案不能竟。及宣視事、詣府謁、宣設酒飯與相對、接待甚備已而陰求其罪臧、具得所受取。宣察湛有改節敬宣之效、乃手自牒書、條其姦臧、封與湛曰「吏民條言君如牒、或議以爲疑於主守盜。馮翊敬重令、又念十金法重、不忍相暴章。故密以手書相曉、欲君自圖進退、可復伸眉於後。即無其事、復封復記、得爲君分明之。」湛自知罪臧皆應記、而宣辭語溫潤、無傷害意。湛即時解印綬付吏、爲記謝宣、終無怨言。

而樸陽令游自以大儒有名、輕宣。宣獨移書顯責之曰「告樸陽令、吏民言令治行煩苛、適罰作使千人以上、賊取錢財數十萬、給爲非法、賣買聽任富吏、賈數不可知。證驗以明白、欲遣吏考案、恐負舉者、恥辱儒士、故使掾平鑄令、孔子曰、陳力就列、不能者止。令詳思之、方調守。」

游得檄、亦解印綬去。

この伝には記について考える上で重要な点があるので、かなり長きにわたって引用をした。内容の概略はこうである。左馮翊となった薛宣は、以前から悪評の高かった高陵令の楊湛、樸陽令謝游の二人に対して、懐柔しながら各人の隠匿してきつた罪をにぎり、多少改悛の様子がうかがわれる楊湛に穏やかに罪を問う。湛は宣の記の内容に観念し、謝意を伝えて辞職をするが、謝游は宣を軽視する態度があるので、記を送らず即座に法に照らした処分を下達するのであった。

薛宣伝の中で注目すべき点は、薛宣が県令二人の処分にあたって、下達文書として檄と記とを使いわけている点にある。記の文辞は法の適用の前に湛自らの意志判断を喚起する表現を用いており、「密かに手書を以って相曉す」とはなはだ私的な文書であるかの感をいだかせる。楊湛が記の内容を不服としたならば、薛宣は改めて法を規定通りに適用してくることは予想され、記は法適用の前の段階に位置する文書であるといえそうである。上官命令之牒と解釈する吳恂氏の考えには異を唱えないが、以上の考え方が卑見では加わるのである。記が法適用の前段階に位置する文書ではないかという点はまた、張敞伝の記にもその要素が考えられる。賊捕掾絮舜が張敞の記を受けながら職事を果さなかったことに対して、張敞は、背恩忘義、傷化薄俗という点を問題にして、直接には

記によつて出された命令の不履行を問題にしてはいない。更に祭葬は張敞の免職を見越してサポタージュしたのであり、記によつて下された命令は発給者の在職中に限つて効力を有したと考えられるような点もある。

以上の考察から、薛宣が使いわけた檄と記との違い、または、記の特徴は、法的な拘束力の強弱にあり、記はそれが他の文書に較べて弱い文書ではないであらうか。この考えを補強する史料は、更に二例後漢書の中にある。

後漢書卷四十一 鐘離意伝に、

鐘離意字子阿、會稽山陰人也。少爲郡督郵。時部縣亭長有受人酒禮者、府下記案考之。意封還記、入言於太守曰「春秋先内後外、詩云々刑於寡妻、以御于家邦。明政化之本、由近及遠。今宜先清府内、且闕略遠縣細微之愆。」太守甚賢之、遂任以縣事。

とあり、郡の督郵であつた鐘離意は、府からの記による命令に異議をとない、記を府へ還している。そして、意見上申のため太守と会い、それが太守に認められ縣の事をまかされたというものである。

この記による命令に異議不服があれば、記をかえすという例は、前述の薛宣伝の中にも見られ、ここでは記を下す側の薛宣自らが、記の文中に「即ち其事無かれば、また封じて記を復せ」と書いており、漢代では慣習または定例とされてい

たのかも知れない。

また、後漢書の同卷 宋均伝には

宋均遷上蔡令。時府下記、禁人喪葬不得修長。均曰「夫送終殮制、失之輕者。今有不義之民、尚未循化、而遽罰過禮、非政之先。」竟不肯施行。

とあり、ここでは記をかえして異議を唱えることから更に過激な例として、府からの記による命令に対して宋均は納得せず、上蔡縣では施行しなかつたというのである。宋均はこれによつてどのような処分を受けたのかは後漢書には記されていないが、後に九江太守に遷つたときの記事が続くところをみると大きな処分は受けていないようである。

この二例からも、記を用いて下される命令の重み、その遵守・執行を強制する法的拘束力の弱さという点が指摘できるのである。

それでは、以上のような文献から帰納して得られた下達文書としての記は、漢代の行政文書の第一次史料である木簡の中で、どのような姿となつてあらわれてくるのであらうか。節を改めて述べてみることにする。

四、漢簡による検証

居延漢簡及び敦煌漢簡の中から、第二節で述べた「到」の

肩水候へあてた記との二事が書かれている。居延漢簡全体の中では、官事を一枚表裏にわたって書いたものは大変珍らしく、その点でこの簡は特異な一枚といえよう。簡の中ほど番と夫の間には空白が設けられ、裏の各と署との間にも同様の空白がある。書き出しが年号を記さず六月辛未ではじまっていることを考えあわせると、肩水都尉府から肩水候官へ下された記を集成した冊の一枚であろうか。内容の要旨は、都尉府へ報告された逐辟候官(?)^⑩と橐他候官の令史解任の檄が一通、いまだ都尉府に届いていないので、金閼番夫の久は記を受けたならば逐辟へ赴き、事情を調べて翌日の朝に都尉府にて報告せよ。(また、通伝の遅れも考えられるので)各署の記が届いたならば、発信時をチェックせよというものが一つ。そして、肩水候官へ下された分は、候官が都尉府へ送った卒の負債は都吏の申し状と一致していないので、吏を遣わして調査せよ。將軍がその件を存知なければ改めて報告せよというものである。

文中に、各署記到起時令可課とあるが、文書の通伝に際しても記が他の文書と区別されていたことが次の木簡によってわかる。

□二封記、詣肩水、一封詣居延都尉、十二月 下鋪時、沙頭卒忠、付辟北卒朝 五〇六・一六
 四月廿一日 記一、左掾私印、詣肩水候官 四月己未日

□

北記一

昏時遣

五〇六・一九

□一封、詣廣地、一封、詣橐他、十二月丁卯夜半盡時、卒憲受不今卒恭、雞前鳴時、沙頭卒忠付辟北卒護

□記二、張掾印

□封詣

五〇三・一

□□□□一封 二月甲子日入時、卒憲受不今卒史晏
 府記一、致廣地塞廣地 昏時沙頭卒忠付辟北卒護

五〇五・六

これらはいずれもA35、肩水都尉府址に比定される地点から出土したもので、文書通伝の記録である。これらに書かれている府記とは張掖太守府からの記であろう。

(2)は、年号が冒頭にあり甲渠候の隆から第十候長忠等複数の者にあてたものである。この簡が他の記に比して特異な点は、あて先が複数であるにもかかわらず等と省略しており、「告」が一般的であるのに「謂」と一段用字の丁寧さを下げた書き方をしていることである。記では、官庁名のみで発信者を示しているが、この簡は甲渠候隆と個人名が書かれたため、より直接的な下達表現を表わす「謂」が使われたのであろうか。出土地はA8甲渠候官址であることから、この簡は記の下書きであり実際に発信されたものではなく、それ故にあて先を複数形のまま省略しているのであろう。

(3)は、簡の上部が完全な簡と対比してみると約二〜三字分欠損している。恐らくは甲渠候と書かれていたのであろう。候官の卒周利が第七隊長季由に錢數百(〇)を貸しているが、未返済が続いていたので、第七隊を統轄する第四候長に於て季由の三月の奉錢を候官へ持参させて返済にあてようとするものである。

漢簡では記による命令事項は、府に詣れとか官に詣れというものが多く、これは

第四候長放、召詣官、三月甲戌□ 五二・六二
第十七候長立、召詣官、十二月己巳蚤食入 一六一・七

など、詣官簿^⑧とよばれる簡に対応するものと考えられる。

(4)は、簡は両行の幅があり完全なものであるが、年号も月日も発信者も記載がない。この簡の前に年月日・発信者と共に何らかの状況説明が記された簡があるはずである。官に詣れと記しながら會日を書いていないのは、急用のためであると考ええる。

(5)は、『居延漢簡甲乙編』では「第四候長行者致主」の面を裏と考えているが、居延簡の封検や他の記の簡(6)・(7)を考えると、この第四候長以下八字は記の宛先と通伝方法を指定したものであり、本来は表にあたるものである。甲渠候官から第四候長に出されたこの記には、具体的な状況説明もな

くただ急ぎ候官へ出頭せよというものである。Aの二行冒頭の欠損部分は、一行目末の會に連続し出頭すべき月日時刻が書かれていたはずである。この簡は、B面の第四候長以下の四字とA面冒頭から二行目の急如□□までが一筆で書かれ、A面の叩頭以下B面の叩頭に及ぶ部分は別筆で書かれている。記の本文はA面で完結しており、一枚単独で用いられた可能性が強く、それ故に別筆部分も完結した短文であると考えられる。内容的には、別筆部分は釈読できない字が多いが、記の「急ぎ出頭せよ」に対して、「即日、簿と賦錢(〇)を持参し…」とあり対応すると思われる。簡の出土地がA8甲渠候官址であることから、第四候長へ出された記が、上申文を書き添えられて再び候官へ返されたのではないかと考えられる。

(6)から(9)は、敦煌漢簡である^⑨。

(6)は、玉門関候から誅虜守候史へ出された記である。文中、次當候虜井上が読めないが、候官への出頭命令であろう。

(7)は、玉門関候から士吏の許卿へ下した記で、千秋閣から単牒を取り玉門都尉府へ出頭せよというものである。裏にある「士吏許卿亭走行」とは、封検の宛先と通伝方法の指示を表わす場合と同じである。A面には年号も省かれているが命令文としては完結しており、B面が封検の機能をもつことから、この簡も一枚単独で用いられたものであるといえる。

(8)は、判読しがたい字が多く文意・書式とも不明である。

一行目の記到の語句とそれに続く文が執行命令を表わす文に似ているので記の例としてあげた。

(9)は、『流沙隘簡』簿書類の二九にあたるもので、記到の語句から記の本文が書かれていることは確実である。記は「會月廿四日卯時」までで、この命令に対して「謹案文書」以下の語句がその報告を表わしている。

居延漢簡には、書に対する報告の例として、

河平五年正月己酉朔丙寅、甲渠鄯候誼敢言之、府移舉書

曰、第十三隊長解宮病背一傷右脛

□□爰書言之乘時亭解何、合移舉各如牒、書到牒別言

・謹案第十三隊長解宮上置□□傷右脛作治

三五・二二A

がある。これは、甲渠候の誼が居延都尉府からの舉書に対して、報告を上申するものである。報告を求める命令文を引用し、それに続けて「謹案」以下甲渠候からの報告を記している。(9)の簡の謹案文書と記の文との関係も同様のものであろう。

以上九簡の他に断簡ではあるが、

□□記到遣吏

五六一・二二三

□□記到起□須□□

五〇九・二五A

□解何、記到卒

二四〇・八B

□山敢、記到遣昌此方

二一〇・三二

□□吏並、記到

七三・一四

七枚の記と若干の断簡を漢簡から指摘したが、記は(5)・(6)・(7)にみられるように、月日と発信者・宛名・命令事項の四つの事項だけで実用に供されており、下達文書としては誠にシンプルである。この手軽さはしたがって、多方面に用いられることになり、文献に見られる如く多種の内容を記の中に含むことになる。顔師古は、記を注するにあたり下達文書と私信という区別をつけず、単に書記であると解釈をばかす例が多い。列伝の内容から判断して時には、漢書の趙廣漢伝の廣漢嘗記召湖都亭長に注して、

爲書記以召之、若今之下符追呼人也

と、唐代の符になぞらえてはいるが一定の理解を示すには至っていない。趙廣漢が用いた記とは、漢簡にある(4)・(5)のようなものであったと考えられる。

漢簡の記にある命令事項では、詣官會月日と書かれた期會についてのものが多いが、同じような命令が書として出されている場合もある。そこで、記と書の書式を比較する上で書の例をあげると、

十月壬寅、甲渠鄯候喜告尉謂不侵候長赦等、寫移書到、趣作治已成言、會月十五日詣言府、如律令／土吏宣、

令史起

一三九・三六、一四二・三三

は、候官から塞尉、候長へ出されたもの。

謂甲渠候官、寫移書到、會五月旦毋失期如律令／掾要、

守屬延、書佐定世

四二・二〇A

章曰居延

B

は、居延都尉府から甲渠候官へ出されたものである。

記の例にあげた(3)・(5)・(6)・(7)と比較した場合、書にある「如律令」が記にはなく、かわって「毋以它爲解」、「以急疾爲故、急」というように書かれている。(5)の場合も「急如□□」と明確には字が読めないが、急如律令と書かれた例は未発見であるので、この場合も律令とは書かれていなかったと考える。

この命令の末尾にある「如律令」という語は、どのような意味をもつのであろうか。王國維は『流沙墜簡』において、律令の定めている如く命令事項を行えという意味であるという。大庭脩氏は、詔書の公布書式の語句を解釈する中で、「如詔書」「如詔書律令」「如律令」などの例をあげ、これら執行命令の語句はそれぞれ持っているニュアンスが違うとされ、「如詔書律令」の語は、新たに詔で決定した事項は詔書の如くし、すでに律令で定めている事または詔書を施行するにあたっての諸手続きは律令に準拠せよというものであるという。

とすれば、記に「如律令」が付されないということは、命令事項を執行するにあたっては、受令者の裁量に委ねられ各情況に応じて便宜がはかれるということになる。これは、文献から帰納して得られた、記は法的拘束力の弱い文書であるという点と書式上も一致することになり、それを補って命令の執行を促すため、「毋以它爲解」とか「毋以急疾爲故」という発令者側からの文言が付されるのである。翻つていえば、如律令が無く「毋以它爲解」などの文言が付された下達文書は、記であるということができ、

詣官會辛亥旦、須有所□、毋以它爲解

二五九・一一

も記の可能性が強い。

五、むすび

漢代に用いられた文書に、記と称するものがある。記という名詞は、陳槃氏が説くように書啓を表わす場合もあるが、漢書・後漢書での例及び木簡から帰納した結果、下達文書の一つとして行政機構の中で用いられていたものもある。記が他の文書(書・檄)と異なり特色とする点は、書式上、「如律令」が命令の末尾に付かず、かわって「毋以它爲解」などの発令者側から下達事項の執行を教諭するような文言が付くこ

とにある。これは、「如律令」が無いために命令の執行が受令者の裁量に委ねられることとなるためで、そのため記は他の文書に較べて法的拘束力の弱いものであるということができらる。

註

- ① 大庭脩氏『秦漢法制史の研究』（一九八二年、創文社） 第三篇 第二章 居延出土の詔書冊 参照
 - ② 大庭氏前掲書、第一篇第二章 漢王朝の支配機構 参照
 - ③ 仁井田陞氏『唐宋法律文書の研究』（一九三七年、東京大学出版会） 第三編第五章 符 参照
 - ④ 大庭氏前掲書、第五篇第一章 漢代の関所とパスポートにも、この簡についての解釈があり、私見と同じである。
 - ⑤ 文書の通伝を示す木簡にも
其三封板檄、張掖太守章詣府
北書三封合檄板檄各一
合檄牛駿印詣張掖太守府牛掾在所
九月庚午下舖七分臨木卒副受卅并卒弘鷄鳴時當曲
辛昌付收降卒福界中九十五里定行八時三分實行七時二分
一五七・一四
- とあり、檄と書とが区別されていたことがわかる。
- ⑥ 『中央研究院歴史語言研究所集刊』16（一九四七年）
 - ⑦ 全上古秦漢三國六朝文の全漢文卷二四 詣丞相公孫弘記室書にあり。
 - ⑧ 漢書補注 卷七十六

- ⑨ 『漢書注商』（一九八三年、上海古籍出版社） P.267参照
漢書卷七十六 張敞伝の他の個所に、受記考事のいきさつを記した文があり、
敞使賊捕掾絮舜有所案驗。舜以敞劾奏當免、不肯為敞竟事、私歸其家
とある。
- ⑩ 簡文の内容及び語順から、「逐辟」は地名または候官名と読むことが妥当であると考える。
- ⑪ 「謂」と「告」のちがいについては、大庭脩氏『木簡』（一九七九年、学生社）P.156を参照
- ⑫ 永田英正氏「居延漢簡にみえる候官についての一試論——破城子出土の八詣官ノ簿を中心として——」〔『史林』第五六巻五号、一九七三年〕
- ⑬ ここに引用した敦煌漢簡(6)・(7)・(8)は、一九七九年発掘のもので、甘肅省博物館・敦煌県文化館「敦煌馬圈灣漢代烽燧遺址発掘簡報」及び呉仍驥氏の「玉門関与玉門関候」〔『文物』一九八一年第一〇期〕の釈文から引用したものである。
- ⑭ 『流沙墜簡』 屯戍叢残考釋 簿書類六
- ⑮ 大庭脩氏前掲註①の書、第三篇第二章 第二節 詔書の公布その他の書式 P.250、251参照。
- ⑯ 本稿作成にあたり、御指導をいただいた関西大学大庭脩教授に末尾ながら謝意を表する次第である。

（神戸市立赤塚山高等学校教諭